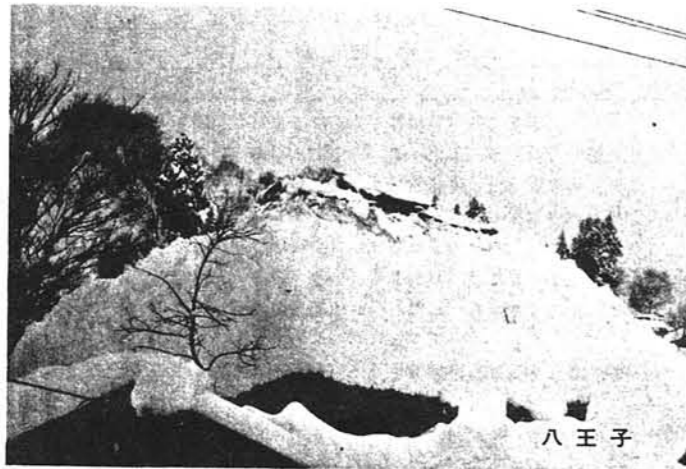


柏高小国分校



法末



八王子



ブルドーザーでの夜間作業  
相野原

52豪雪

昨年末から連日降り続けている豪雪には、雪国の宿命とはいえ何とかならないものかと考えさせられます。

出稼ぎの留守をまもるお田さんがたは大変な御苦労だと思いますが、春はもうそこまできています。もう少しの辛抱です。ガンバリましょう。

現在までの最高積雪

- 大貝 3.3m ●法末 3.58m
- 八王子 3.2m ●役場 2.8m

No. 94  
'77 2 / 15

町の人口 1月31日現在 ( ) 前月比  
男 4,806人(±0) 女 4,972人(-11) 計 9,778人(-11) 世帯数 2,323(-1)

発行 小国町役場 編集 総務課庶務係 【☎越後小国(025895) 3111(代)】

## 農業者年金に加入しましょう

農業者年金の制度ができて6年、この間全国で126万人の人が加入いたしました。そして、昭和51年1月からは5年年金の人(大正5年生れの人)の経営移譲年金の給付が始まり、10月末までに8千人の人が実際に年金を手にする事となり、町内では12名の人がこの年金を受けています。

こうした中で昨年9月法律の改正があり、本年1月からは大幅に制度が改善さ

れることになりました。

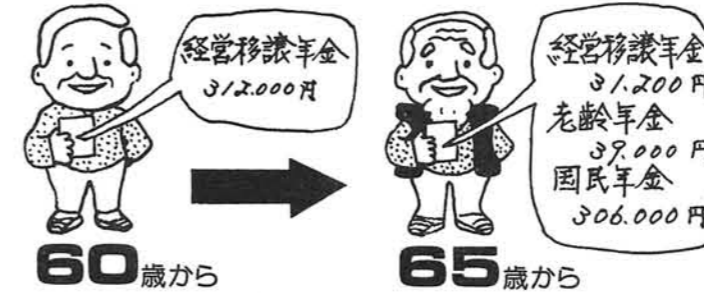
改正された主な内容は次のとおりです。

① 1.48倍に引き上げられた年金額  
昭和49年度に引き上げられた経営移譲年金と農業者老齢年金の額が、今回さらに1.48倍に引き上げられました。  
(経営移譲年金とは)

② 保険料を納めた期間等が20年以上ある人が(昭和46年1月1日現在において36歳をこえていた人については、年

### ◎ 経営移譲年金及び農業者老齢年金の支給例

#### ① 5年間保険料を納めた人



#### ② 28年間保険料を納めた人(標準的な加入期間)



### ◎ 保険料納付済期間と年金支給額

保険料納付済期間(昭和46年1月からとして)	保険料納付総額 46~49=750円 50・51=1650円 52=2450 53=2870 54以降=3290	経営移譲年金		65歳までの総額 (60歳~65歳までとして)	老齢年金	
		年額	月額		年額	月額
5年	55,800	312,000	26,000	1,467,600	39,000	3,250
6年	75,600	332,800	27,733	1,664,000	46,800	3,900
7年	105,000	353,600	29,466	1,768,000	54,600	4,550
8年	139,440	374,400	31,200	1,872,000	62,400	5,200
9年	178,920	395,200	32,933	1,976,000	70,200	5,850
10年	218,400	416,000	34,666	2,080,000	78,000	6,500
15年	415,800	520,000	43,333	2,600,000	117,000	9,750
20年	613,200	624,000	52,000	3,120,000	156,000	13,000
25年	810,600	780,000	65,000	3,900,000	195,000	16,250
28年	929,040	873,600	72,800	4,368,000	218,400	18,200
30年	1,008,000	936,000	78,000	4,680,000	234,000	19,500

金受給資格期間の特例があります。  
② 65歳になるまでの間に、自分の農業経営を後継ぎや他の農家に譲れば(経営移譲すれば)その時から(60歳前に譲ったときは60歳になったときから)もらえることとなる年金です。

(農業者老令年金とは)

保険料を納めた期間等が20年以上ある人が、経営移譲するしないにかかわらず65歳からもらえる年金です。

(大正5年~昭和9年生れの人については、生年月日に応じて5~19年に期間短縮の特例があります。)

#### ② 保険料の改定

~段階的に実施します~

年金額の引き上げに伴って、年金のもととなる保険料を引き上げることが必要となります。しかし、一挙に引き上げることは農家にとって大幅な負担増となりますので、次表のように段階的に引き上げが行われます。

改正後	現行保険料(1ヶ月)		
	52年1月~12月	53年1月~12月	54年1月以降
一般保険者分(1ヶ月)	2,450円	2,870円	3,290円
特定後継者分(1ヶ月)	1,750	2,050	2,350

#### ③ 後継者への移譲要件の改定

後継ぎに対する経営移譲の場合、自作地については、これまでは所有権を移転しなければ年金はもらえませんでした。

しかし、最近では1人の後継ぎに限って全部の所有権を一挙に移すことが、かなり困難なケースも生じていることから、適期に経営移譲すめるため今までの所有権移転方式に加え、後継者に対して使用収益権を設定しても年金がもらえることになりました。

#### ④ 特定後継者に対する保険料の軽減

農業後継者の育成確保を図るため、一定の要件を満たす後継者については、申し出れば35歳に達する月の前月までの間の保険料が3割程度安くなりました。

この特定後継者として申し出られる人は.....

- ① 35歳未満であること。
- ② 親も農業者年金に加入していること。  
(親が年齢の関係で農業者年金に加入できない場合などは加入しなくてもよい。)
- ③ その親の経営規模が、県の平均経営耕地面積を基準として定めた面積以上であること。
- ④ 本人が常時、農業に従事していること。(年間150日以上)



# 趣味を豊かに みんなで

わが国は、医学の進歩・出生の低下などにより現在急速に高齢化社会へと移行しつつあると言われており、高齢人口は増加し、これに家庭のいわゆる核家族化及び国民の扶養意識の変化が加わり、お年寄りの問題は深刻化してきています。

特に、近ごろの社会経済の変動による生活環境のきびしさはお年寄りのみなさんに大きな影響を及ぼしており、今日までの福祉対策を一層拡充強化していかなければなりません。

若い人の流出による過疎化や平均寿命が伸びたことなどにより、小国町でもお年寄りの占める人口割合が増え、50年4月現在で2,068人で、5人に1人はお年寄りということになり、この傾向は増々強まるものと思われまます。

そこで小国町では、健康なお年寄りのみなさんに活力に満ちた生活を送ってもらうため、県とともにレインボープランを計画し、51年度より実施しています。

レインボープランとは

- お年寄りの能力を生かした生きがいを作り出す。
- お年寄りの孤独と疎外をなくする。
- お年寄りの生きがいについて、地域住民相互の連帯と交流を深める。

これらのため地域の特性を生かした生きがい対策を実施する計画をいいます。このレインボープランは52年度以降も内容を充実しながら実施してゆきます。

お年寄りのみなさんどなたでも参加できます。そのつどお知らせいたしますので、たくさんのかたがたのご参加をお願いします。

なお、この事業に対してはお年寄りのみではできないものであり、何分にも地域のみなさんの協力が必要でありますので、対話と協調の中で時代に対応した町づくりのためみなさまがたの絶大なご協力をお願い致します。

## ※ レインボープラン ※ (老人生きがい対策推進事業)



老人公園整備

# レインボー プラン



《楽焼き教室》



《菊作り教室》



《民具作り教室》

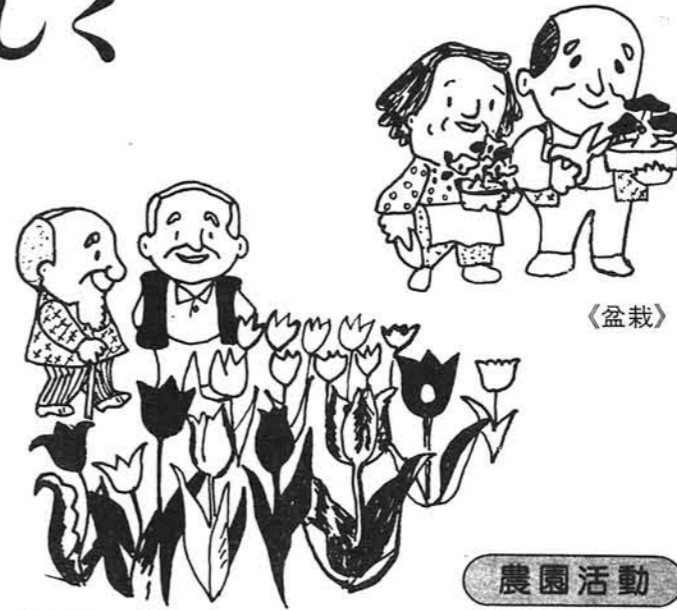
## 生きがい教室



《俳句教室》



# 楽しく

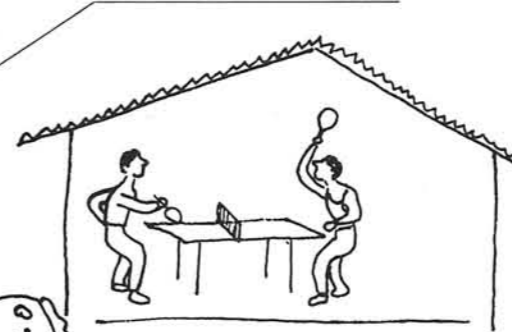


《盆栽》

農園活動

《草花》

これらの  
ことを  
やります



体力づくり教室



作品展示会



## 今月の納税

町県民税	第4期
国保税	第11期
保育料	2月分
寄宿舍費	2月分

～ひとり暮らし老人家庭などで～  
☎ 取りつけのときは

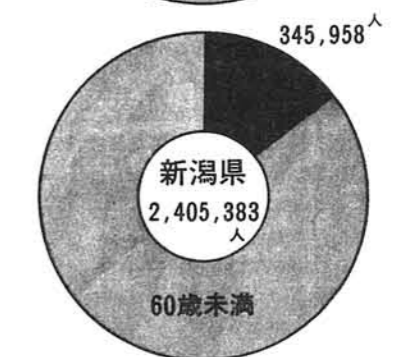
一越後小国電報電話局一

ひとり暮らしのお年寄りや身障者・母子家庭などで、市町村民税が非課税となっているかた、および生活保護を受けているかたには、電話を新しく設置するとき次のような特別措置をとることになりました。

- 電信電話債券の引受けが免除されます。
- 設備料(8万円)については、1年以内の期間で12回以内の分割により納入することができます。

詳しいことは、電報電話局(☎3000)へお問い合わせください。

## 高齢人口割合



(昭和51年4月1日現在)

## みんなそろって "1日1円"の交通災害共済へ

「不幸な交通事故にあった方へ、会員相互の助け合いによって見舞金を」と、1日1円。の安い会費でこの制度が発足して8年が経過いたしました。

小国町では加入者が年々増加して、今年度は7,474人(町全体の76.3%)の人が加入され、見舞金の給付は……

47年度 31件 215万5千円  
48年度 24件 124万円  
49年度 16件 72万5千円  
50年度 32件 95万5千円(1/10現在)  
51年度 12件 99万円 (1/10現在)

……となっています。

新潟県全体では～  
51年度加入者……1,342,986人  
51年度見舞金給付額……  
1億7千1万5千円

あってはならない交通事故ですが、いつ、どこで、あなたやご家族の身にふりかかってくるかも知れません。

こんな場合にそなえて、52年度はご家族みなさんがそろって交通災害共済へ加入されますようお勧めいたします。

### 新潟県交通災害共済組合

いま加入されている人も3月31日で共済期間が終了になりますので、忘れずに継続のための加入申込みをしてください。

なお、会費は1人年額 350円で、事故にあった時の見舞金は……

1等級 死亡した場合……70万円  
9等級 実治療日数7日  
……以上の場合……1万円  
……となります。

みなさんのところへ加入申込み方法などが記載されたチラシと、加入申込み書(3枚つづり)が配られたことと思います。(まだ配布されていないところは、近日中に配布されます。)

山野田・大貝・三浦・菅野島・森光・小栗山・太郎丸・小国沢・上岩田・楢沢は総代さんに、その他の部落は婦人会の方に申込み取りまとめをお願いしておりますので、申込み書にお金(1人 350円)を添えてご提出ください。

## 申告はお済みでしょうか

### 所得 税

昭和51年分の所得税の確定申告と納税は、3月15日までです。まだ申告と納税がお済みにならない人は、早目に済ませてください。

確定申告の書き方については、税務署からお送りした「申告書の書き方」や、「確定申告の手引き」などに説明してありますが、もっと詳しく知りたいことやよくわからないことがありましたら、お気軽に税務署か税務相談室に御相談ください。

所得税の確定申告書を税務署へ提出した人は、住民税や事業税の申告書を提出しなくてもよいことになっていますから確定申告書の住民税や事業税の欄も忘れずに記入してください。

なお、確定申告をしなければならない人が申告をしなかったり、誤りのある申告をしますと決定や更正が行われます。この場合、追加の税額を納めるだけでなく加算税などを納めなければならないこととなりますから、申告するときにはよく確かめて、正しい申告をしてください。

◎税務相談日……2月22日  
3月2日

◎会 場……就業改善センター

柏崎税務署

道路が凍結し非常にすべりやすくなっています。

●車のタイヤにはチェーンを必ずつけましょう!!  
●車間距離は十分に・スピードはひかえめに!!

## 20歳から

# 障害福祉年金を支給

国民年金の障害年金は、国民年金に加入している期間中にかかった病気やけががもとで障害者となった場合に支給されます。したがって、国民年金に加入する前の病気やけががもとで障害の状態にあったとしても、障害年金は支給されません。そこで、これらの人には障害福祉年金が支給されることになっています。

障害福祉年金は、すでに障害の状態が固定しているときには20歳になった月の翌月分から、20歳を過ぎてから障害の状態が固定したときはその月の翌月分から支給されます。

なお、厚生年金保険など他の公的年金制度から年金

を受けているときや、本人または配偶者、扶養義務者などにある程度の所得があるときには、支給をとめられることがあります。

障害の範囲などくわしいことは、住民課年金係にお問い合わせください。

## 障害福祉年金



## 通信制課程 生徒募集

県立高田南城高等学校

- 入学資格  
中学校卒業(見込み)または、それと同等以上の学歴の年齢、性別に制限なし。
  - 募集人員  
卒業コース(普通科) 若干名  
科目別コース(自分の好きな科目だけ履修する。) 若干名
  - 願書受付  
2月21日 ~ 4月11日
  - 授業料  
無料(ただし、入学時に生徒会費、教材費等で3,000円程度必要)
  - 教科書、学習書  
無償(科目別は有償)
- 入学案内  
願書請求は60円切手同封のうえ下記へ  
〒943 上越市南城町3-3-8  
県立高田南城高等学校通信制  
☎(0255) 24-0523

## おしらせのページ

2月16日~28日

3月1日~15日

16 水		1 火	・心配ごと相談 延命荘
17 木	・母子健康相談日 母子健康センター 10:00~3:00	2 水	
18 金		3 木	・母子健康相談日 母子健康センター 10:00~3:00
19 土		4 金	
20 日		5 土	
21 月		6 日	
22 火	・心配ごと相談 延命荘	7 月	
23 水		8 火	・心配ごと相談 延命荘
24 木	・母子健康相談日 母子健康センター 10:00~3:00	9 水	
25 金		10 木	・母子健康相談日 母子健康センター 10:00~3:00
26 土		11 金	
27 日		12 土	
28 月		13 日	
・メモ		14 月	
		15 火	・心配ごと相談 延命荘 ・中学校卒業式
		・メモ	

◎ 広報カレンダー

2月 ← 3月 →

毎週木曜日は

※ 母子健康相談日です ※

乳児・妊産婦のことや、家族計画のことについてなどの相談を、次ようにお受けしております。

相談は無料です。たくさんのかたのご利用をおまちしております。

日 時……毎週木曜日  
10時~3時まで  
場 所……母子健康センター  
相談員……町内助産婦

なお、電話での相談もお受けしております。

☎ 2 2 2 2

### 心配ごと相談

どんなささいな心配ごとでもご相談に応じますので、お気軽においでください。

秘密を守る皆さんの相談室です。

相談……無料  
●相談日 毎週火曜日  
●場 所 老人憩の家  
「延命荘」

### 塚山駅からお知らせ

小荷物受付時間  
8時30分から  
17時00分まで  
指定券の取扱時間  
10時00分から  
17時00分まで

● なお、10日以上前のものは事前取扱いをいたします。  
☎(02589) 4-2203

みなさんのご利用をお待ちしております。

冷え込みの厳しい夜は蛇口から少量(糸を引く程度)の水を出し凍結と給水装置の破損を防ぎましょう。  
小国町越路町水道企業団

人権擁護委員に

中島 猛さん 再任

昭和52年1月15日付で小国町大字太郎丸1,380-2 中島 猛さん(65歳) ☎ 2251

が、法務大臣より人権擁護委員に再任されましたのでお知らせします。

人権擁護委員は、国民に保障されている基本的人権をまもり、自由人権思想の普及高揚を図るために置かれているものです。

相談は無料で、相談内容が他に漏れることは絶対にありませんので、次のようなことでお困りのかたはお気軽にご相談ください。

- 私的制裁(リンチ)を受けた。
- 村八分にされた。
- 強制圧迫された。
- 生活権を侵犯された。
- 人身売買。
- その他お困りの問題。

なお、人権擁護委員には中島さんの他に松田金平さん(大字法坂 ☎ 2067)がおります。

とじて保存しましょう

印刷 小千谷市位下印刷 発行 小国町役場